

令和 7 年第 2 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和7年2月6日(木) 午後3時00分から午後3時35分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(6名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	2番	鈴木	憲司
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子
- 4 欠席委員(2名)

1番	増田	榮
3番	長崎	光男
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 令和6年度第6次農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - 議案第3号 地域計画に対する意見について
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
 - 報告第2号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - その他
- 6 出席職員

農業委員会事務局長	金子	治
農業委員会事務局班長	青木	秀直
農業委員会事務局主事	下田	智大
- 7 農地利用最適化推進委員(4名)

日暮	秀男	竹本	英二	岩竹	一哉	岩田	公夫
----	----	----	----	----	----	----	----

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（金子治）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

では、ただ今より、令和 7 年第 2 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 6 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、2 番鈴木憲司委員、4 番野村斗士夫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏と下田氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 令和 6 年度第 6 次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号 1 から整理番号 3 までについては、農地中間管理事業に関する案件ですので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、1 ページ、議案第 1 号 整理番号 1 から整理番号 3 までについて、一括してご説明いたします。

場所につきましては、整理番号 1 が 4 ページ、整理番号 2 については 5 ページから 7 ページにかけて、整理番号 3 については 8 ページと 9 ページをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在が酒直字葉崎、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 1,983 m² 他 9 筆で、合計 19,083 m²です。

次に、整理番号 2 農地の所在が矢口字内谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 125 m² 他 9 筆で、合計 6,103 m²です。

次に、整理番号 3 農地の所在が矢口字大牧大沼、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 2,999 m² 他 7 筆で、合計 13,026 m²です。

これらの内容は賃貸借権及び使用貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a 当たりの賃借料は1.5 俵若しくは1.5 俵相当額若しくは1 俵又は無償で、期間はいずれも令和7年2月20日から令和17年2月19日までの10年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権及び使用貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸手と借手の間に入り、農用地の転貸を行うものです。

借受人につきましては、いずれも認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1から整理番号3までについて、一括して採決したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第1号 整理番号1から整理番号3までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第1号 整理番号1から整理番号3までについては、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号5までについては、いずれも農業委員会等に関する法律第31条第1項の適用のない農地中間管理事業に関する案件ですので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、10ページ、議案第2号 整理番号1から整理番号5までについて、一括してご説明いたします。

場所につきましては、整理番号1が17ページ、整理番号2については18ページから24ページにかけて、整理番号3については25ページ、整理番号4については26ページから28ページにかけて、整理番号5については29ページをご覧ください。

整理番号1から整理番号5までについても、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

賃借期間の始期が、いずれも令和7年4月1日からということで令和7年度からの設定になります。

令和6年度までの設定につきましては、先ほどの議案第1号の「農用地利用集積計画」を用いた手続方法でしたが、令和7年度からは、全て「農用地利用集積等促進計画」を用いた手続方法となります。

整理番号1 農地の所在が矢口字辺田前、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,385㎡ 他3筆で、合計7,600㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が北辺田字辺田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,588㎡ 他38筆で、合計34,854㎡です。

次に、整理番号3 農地の所在が矢口字磯部、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,000㎡です。

次に、整理番号4 農地の所在が布太字宮耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は134㎡ 他6筆で、合計4,328㎡です。

次に、整理番号5 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は2,113㎡です。

これらの内容はいずれも賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1.5俵若しくは1.5俵相当額若しくは1俵又は1俵相当額で、期間は、整理番号1及び整理番号2については、いずれも令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となっており、整理番号3から整理番号5までについては、いずれも始期は令和7年4月1日からとなりますが、これらは既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

借受人につきましては、地域の担い手農家と認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1から整理番号5までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第2号 整理番号1から整理番号5までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1から整理番号5までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第2号 整理番号6から整理番号8までについて、事務局の説明を求めます。

なお、これらの案件について、長谷川委員に関する議案ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、ここで退席をお願いします。

(長谷川委員退席)

○事務局長（金子治）

それでは、15ページ、議案第2号 整理番号6から整理番号8までについて、一括してご説明いたします。

場所につきましては、整理番号6と整理番号7が30ページ、整理番号8については31ページをご覧ください。

整理番号6から整理番号8までについても、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号6 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は2,300㎡です。

次に、整理番号7 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は1,315㎡です。

次に、整理番号8 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は3,837㎡です。

これらの内容はいずれも賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1.5俵で、期間は、いずれも始期は令和7年4月1日からとなりますが、これらは既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

借受人につきましては、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号6から整理番号8までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第2号 整理番号6から整理番号8までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第2号 整理番号6から整理番号8までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

長谷川委員は、入室して着席をお願いします。

（長谷川委員着席）

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第2号 整理番号9について、事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、野村委員に関する議案ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、ここで退席をお願いします。

（野村委員退席）

○事務局長（金子治）

それでは、16ページ、議案第2号 整理番号9について、ご説明いたします。
場所につきましては、32ページをご覧ください。

整理番号9についても、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号9 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,596 m² 他2筆で、合計8,160 m²です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は、1.5俵で、期間は令和7年4月1日からとなりますが、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

借受人につきましては、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

はい。説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号9について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第2号 整理番号9については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

野村委員は、入室して着席をお願いします。

（野村委員着席）

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 地域計画に対する意見について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、33ページ、議案第3号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、「市町村は、地域計画を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない」とされておりますので、これに基づき町長から地域計画の案について、意見を求められた

ものです。

昨年3月7日に開催されました令和6年第3回総会において、他の地区に先駆けて「須賀地区」地域計画案についてご審議いただき、意見がない旨回答したところですが、今回は、別に添付させていただいております、それ以外の「布鎌地区」、「北辺田・矢口・興津・麻生地区」及び「安食・酒直・龍角寺地区」、3地区の地域計画案について意見を求められておりますので、これらについて、ご説明いたします。

昨年3月の総会における「須賀地区」地域計画案の説明と重複する部分もありますが、ご容赦ください。

国では令和5年4月1日から「人・農地プラン」を法定化し、地域の話合いにより、「目標地図」を柱とした目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を令和7年3月31日までに策定することとされました。

そこで、町では、昨年度策定した「須賀地区地域計画」に続き、「布鎌地区」、「北辺田・矢口・興津・麻生地区」及び「安食・酒直・龍角寺地区」、3地区の地域計画の策定に向けて、昨年6月下旬に、これらの地区に農地を所有している方に農業アンケート調査を実施し、そのアンケート結果を踏まえ、7月28日に、「地域計画及びアンケート結果説明会」を開催いたしました。

その後、これら3地区で一定面積以上の水田を耕作している方に「目標地図」を作成するための協力を依頼いたしました。

そして、これらの結果を基に、8月上旬に「協議の場」を、11月上旬に「目標地図検討会」を、12月下旬に「地域計画案説明会」を、3地区それぞれで開催し、このような過程を経て、今回の意見照会となったものでございます。

内容につきましては、経済環境課農政班長の麻生より説明させていただきます。

○経済環境課農政班長（麻生裕久）

経済環境課農政班の麻生と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、地域計画（案）についてご説明させていただきます。

資料といたしましては、別添資料左上に参考様式第5－2号 地域計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、3地区分でございます。

先程、事務局長より説明がありましたが、今年度は3地区、布鎌地区、北辺田・矢口・興津・麻生地区、安食・酒直・龍角寺地区の地域計画（案）を作成いたしました。

皆さまにおかれましては、各地区の会議等にご出席いただきましてまことにありがとうございました。この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

まず、3地区の全体の問題として、担い手不足や遊休農地の増加が懸念されており、持続的に農地の利用を図るために、集落営農なども検討していく必要がございます。

それでは、各地区の主な現状及び課題につきましてご説明させていただきます。

まず布鎌地区におきましては、基盤整備されていない水田や畑について遊休農地の増加が問題となっており、今後は担い手へ農地を集約するとともに集落営農も検討していく必要があります。

また、スマート農業の導入等による省力化・効率化を図る必要がございます。

なお、現在、押付地区においては、基盤整備事業が計画されております。

以上が布鎌地区の方の説明となります。

続きまして、北辺田・矢口・興津・麻生地区でございますが、こちらにつきましては、谷津田や畑について遊休農地の増加が懸念されており、担い手への農地の集約化や輸出米の取組を進めるとともに、スマート農業の導入等による省力化・効率化を図

る必要がございます。

また、畑においては、遊休農地を活用し、長ネギ栽培に取り組んでおり、一部で解消されておりますが、継続して担い手を確保する必要がございます。

興津・麻生地区のほ場は、区画が狭く、効率が悪い状況でございます。

以上が北辺田・矢口・興津・麻生地区でございます。

続きまして、安食・酒直・龍角寺地区でございますが、基盤整備されていない地区につきまして、やはり遊休農地の割合が多く、遊休農地の増加が懸念されており、ほ場条件が悪い地区もございます。

畑につきましては、保全管理の畑が多くなっております。

今後は、担い手へ農地を集約するとともに、集落営農も検討していく必要がございます。

また、スマート農業の導入等による省力化・効率化を図る必要があります。

なお、酒直・南部地区においては、現在、基盤整備事業が進行しております。

簡単ではございますが、以上が各地区の現状及び課題でございます。

以上で地域計画の案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（金子治）

なお、今後はですね、農地中間管理機構ですとか、農業協同組合、土地改良区などへの意見照会を行うとともに、地域計画案を2週間公衆の縦覧に供して利害関係人からの意見を募ることとなりますので、文言の修正等、本日お示しした地域計画案に多少の変更があるかもしれませんが、その点はご了承くださいようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 地域計画に対する意見について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第3号については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、34ページ 報告第1号 整理番号1について、ご説明いたします。

場所につきましては、35ページをご覧ください。

整理番号1 申請者は記載のとおりです。

申請地は、安食字上前、地目は登記簿・現況共に畑、面積は638㎡です。

転用目的は駐車場で、受理年月日は令和7年1月28日です。

本件は、市街化区域内の農地について、転用を目的として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものです。

農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項及び添付書類の確認、また、現地を確認のうえ、適正と判断できたため、受理を決定したものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

この案件は、報告だけで採決しませんが、何かご質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第2号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、36ページ、報告第2号 整理番号1について、ご説明いたします。

場所につきましては、37ページをご覧ください。

本件は、千葉地方法務局成田出張所より令和7年1月6日付けで照会があった件について、令和7年1月14日専決処分により回答したものです。

農地の所在は、安食字十五町歩、登記簿が田、面積は95㎡ 他3筆で、合計533㎡です。

令和7年1月14日に鈴木委員、日暮推進委員及び事務局で現地調査をしてまいりました。

現地は、安食字十五町歩地区にあります鉄工場の近くで、現状は、鳩小屋と管理棟が建っております。

また、航空写真からも非農地と判断できたため、現況地目を「非農地」として回答したものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

この案件も、報告だけで採決しませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

なければ、以上をもちまして令和7年第2回総会を閉会します。

○事務局長（金子治）

起立、礼、ご苦労様でした。

午後3時35分閉会